



産婦一般健康診査のご案内



平成 30 年 4 月 1 日以降に出産した方へ、産婦一般健康診査の助成が始まります。

利根町では、出産後も安心して子育てをしていただけること及び経済的負担の軽減を目的に、産後 2 週間及び 1 ヶ月の産婦一般健康診査費用の助成を行うことになりました。(お子さんの健診については、自己負担になります) 以下をご確認いただき、ご利用ください。

<利用前のご注意>

- ①受診する際は、同封の受診票の太枠内(※印欄)及び裏面(EPDS 質問票)をご記入のうえ、母子健康手帳を添えて医療機関の窓口へ提出していただきます。
- ②利根町外へ転出された方は使用できませんので、転出先の市町村へお問い合わせください。
- ③この受診票が利用できない場合は、償還払いとなります。(下記をご覧ください)
茨城県外の医療機関で利用される場合は、必ず保健センターへお問い合わせください。
* 受診票は、利根町と契約完了している医療機関で利用できます。事前にこの受診票が利用できるか、保健福祉センターまたは医療機関等へご確認ください。

<検査項目及び助成額>

	使用目安時期	健診内容	公費負担額 (上限を超えた場合は産婦が負担)
第 1 回	産後 2 週間頃	問診および診察・体重・血圧測定・尿	上限 5000 円
第 2 回	産後 1 ヶ月頃	検査・エジンバラ産後うつ質問票	

*** 償還払いについて ***

償還払いとは、健康診査にかかった費用をいったん医療機関等に支払い、後日かかった費用を町へ請求して助成をうける方法です。保健福祉センターで手続きを行っています。

<手続きに必要なもの>

- ・健康診査受診票(実施した健診内容と結果が記載されているもの)
- ・領収書
- ・健康診査償還払申請書兼請求書(保健福祉センターにあります)
- ・振込口座のわかるもの(なるべく妊産婦本人のもの)
- ・印鑑



【問い合わせ先】

利根町保健福祉センター 母子保健係
電話 0297-68-8291

